

地域の「食」を活かした観光誘客業務 仕様書

1 業務名

地域の「食」を活かした観光誘客業務

2 業務の目的

本事業の課題は、*高梁川流域連携中枢都市圏（以下「圏域」という。）共通の「食」の掘り起こしと観光コンテンツ化である。

圏域には、倉敷市の「ぶっかけうどん」や、笠岡市の「笠岡ラーメン」、浅口市の「手延べ麺」、高梁市の「インディアントマト焼きそば」等、地域の特色を活かした麺料理が多くある。そこで今回は、圏域の「麺料理」に着目し、飲食店を巡るスタンプラリーを実施することで、観光コンテンツ化及び圏域への観光誘客につなげる。

※ 高梁川の上流から下流に位置している7市3町（新見市・高梁市・総社市・早島町・倉敷市・矢掛町・井原市・浅口市・里庄町・笠岡市）を圏域とする。

3 業務内容

(1) 「麺」をテーマにしたスタンプラリーの実施

圏域の特色を活かした麺料理の飲食店を巡るスタンプラリーを実施する。

※ 麺料理例：ラーメン、うどん、そうめん、焼きそば、パスタ、冷麺、きしめん、ほうとう等
次の要件を満たすイベント内容を可能な限り具体的に提案すること。

① 実施時期

令和7年12月～令和8年3月予定（最低3か月は実施すること）

② 開催エリア

圏域内

③ ターゲット

圏域内及び近隣県在住の全世代

④ 目標参加人数

6千人

⑤ ねらい

- ・圏域の特色ある「麺料理」を掘り起こし、観光コンテンツ化へつなげる。
- ・流域の食を盛り上げ、観光誘客と観光消費額増加へ寄与する。

⑥ スタンプラリーの詳細

- ・参加店舗及び商品の候補抽出、参加店舗等への連絡、調整依頼、交渉、管理、取材、撮影、原稿作成とその確認及び景品の手配・発送は、すべて受託者が行うこと。
- ・参加店舗は20以上とする。なお、各市町から最低1店舗は選出すること。店舗等の最終的な

選出は委託者と協議して決定する。

- ・取り上げる麺料理（店舗）は、「そこでしか食べられないご当地グルメ」であるか、「流域の食材を使用している（原材料含む）」ことを必須とする。
- ・店舗への負担を減らすため、デジタルでのスタンプラリーとする。
- ・特定の市町に偏らず、圏域全体の魅力をバランスよく伝えられる内容とすること。
- ・抽選プレゼントを設定し、内容を提案すること。なお、圏域の魅力を活かした内容とすること。

(2) 専用WEBページの制作

専用WEBページを作成し、スタンプラリーと連携すること。

- ・スタンプラリー概要、参加店舗情報、麺料理の詳細について必ず掲載すること。その他掲載内容は委託者と協議して決定する。
- ・地図を使用するなどし、圏域外在住者にも分かりやすい内容とすること。
- ・倉敷観光WEB配下ページとして制作すること（受託者によるサーバー調達は不要）。
- ・スマートフォン及びタブレット端末での閲覧にも対応すること。
- ・Google アナリティクス使用のため、ページヘッダー部分に指定のコードを記述すること。
- ・制作したページが、サーバーへアップされた後の正常動作確認を行うこと。
- ・980×400px / 230×210px / 640×360px の各サイズでバナーを制作すること。
- ・スタンプラリー期間外の誘客にも繋がるような紹介をすること。
- ・作成した専用WEBページデータ（HTMLデータ及び使用画像データ一式）を市に納品すること。

(3) プロモーション

① イベント用チラシのデザイン

- ・形状、掲載内容について提案すること。
- ・作成したチラシのデータの印刷用データを市に納品すること。
- ・印刷業者は別途入札により決定する（2万部程度印刷予定）。
- ・配布箇所は別途協議のうえ、決定する。

② ポスターの作成

- ・チラシデザインを流用し、印刷まで行うこと。
- ・印刷枚数は40枚以上とする。

(4) 事業効果の調査・分析

各店舗での販売数やイベント参加者数等を把握し、本事業の実施による効果についても合わせて調査・測定・分析すること。

なお、調査・分析の結果について随時報告を行うとともに、後述の業務実施報告書により取りまとめること。

(5) その他

本仕様書に記載がない事項について、本業務の効果を高めるための独自提案がある場合、加

点対象とするので企画提案書に記載すること。

4 報告書の提出

(1) 業務完了報告書(所定の様式による)(1部)及び業務実施報告書(1部)

- ① 提出期限 令和8年3月31日(火)
- ② 提出場所 倉敷市文化産業局文化観光部観光課

(2) その他

- ・成果物の送付にあたっては、事前に委託者の承認を受けること。
- ・事業実施状況等をわかり易く編集すること。

5 留意事項

- (1) 本業務委託により制作される成果物の著作権(著作権法第27条・第28条に規定する権利を含む)、所有権等、その他の一切の権利は委託者に帰属するものとする。ただし、受託者が従来から権利を有していた受託者固有の知識、技術に関する権利等(以下、「権利留保分」という。)については、受託者に留保するものとし、この場合、委託者は、権利留保分についての当該権利を非独占的に使用できるものとする。
- (2) 成果物は委託者が自由に二次使用(印刷物の制作、ホームページへの掲載等)できるものとし、成果物の二次使用に関して、委託者にいかなる制限も課さないものとする。
- (3) 募集等に使用する写真素材等については、インターネット上でも発信することから、著作権等(肖像権含む)に十分配慮すること。
- (4) 委託業務の履行に際し、他の者が著作権を有するものを使用し、問題が生じたときは、委託者に不利益が生じないように受託者の責任においてこれを処理するものとする。
- (5) 成果物納入までにかかる一切の費用は、委託料に含まれるものとする。
- (6) 受託者は本業務を行うにあたり、旅行業法、旅客運送法等の関連法令等を遵守すること。
- (7) 本業務の実施、本仕様書に明記なき事項、業務上発生した疑義については、両者協議により業務を進めるものとする。
- (8) 委託契約後、速やかに業務実施に係る計画書(実施内容、スケジュール等を記載)を提出し、委託者の承認を受けること。また、業務の実施にあたっては、委託者と十分協議したうえで行うこととする。
- (9) バグフィックスについて、委託期間終了後も一年間(令和9年3月31日まで)は無償対応すること。